

2 0 0 5

東京の工業

(平成 17 年工業統計調査報告)

 東京都

ま え が き

工業統計調査（経済産業省所管 指定統計第10号）は、我が国の製造業の実態を明らかにすることを目的として、製造業に属する事業所を対象にし、毎年12月31日現在で実施している重要な統計調査の一つです。

平成17年工業統計調査は、平成15年調査以来2年ぶりに全事業所を対象に調査を実施しました。

この報告書は、平成17年調査結果の東京都分について、主要項目を独自に集計・編集したもので、東京都のホームページでも公表しています。

収録した内容については、国や都道府県における施策立案の基礎資料としてはもとより、企業経営や各種研究資料等に幅広く御活用いただけますよう、内容充実に努めました。

今回は全数調査の年でしたので、従業者1～3人の事業所について初めて特集として取り上げました。

今後とも報告書を御活用いただくとともに、皆様の御意見、御要望をお寄せいただければ幸いです。

最後に、この調査の実施に当たり、多大な御協力をいただきました事業所の方々をはじめ、関係団体、直接調査に携わられた調査員、指導員及び区市町村職員の皆様に対し、心から感謝の意を表します。

平成19年3月

東京都総務局統計部長

金子 優

利 用 上 の 注 意

1 調査の概要

(1) 調査の目的

工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査の根拠

統計法（昭和22年3月26日法律第18号）に基づく指定統計第10号であり、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施される調査である。

(3) 調査の期日

平成17年工業統計調査は、平成17年12月31日現在で実施した。

(4) 調査の対象

日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）による「大分類F－製造業に属する事業所」のうち、製造・加工又は修理を行っている事業所を対象とする。ただし、国の事業に属する事業所を除く。なお、操業準備中、操業開始後未出荷及び休業中の事業所は対象から除く。

西暦末尾0、3、5、8年については全事業所、それ以外の年には従業者4人以上の事業所を対象とした全数調査を実施している。

平成17年（2005年）は、全事業所を対象に実施した。

(5) 調査の種類及び方法

従業者30人以上の事業所については「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所については「工業調査票乙」を用い、申告者（事業所の管理責任者）の自計申告により行っている。

(6) 調査事項

調査事項は、巻末（付録）の工業調査票甲及び乙のとおりである。

2 統計表及び付表の項目説明

(1) 事業所数

平成17年12月31日現在の数値である。

事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

(2) 従業者数

平成17年12月31日現在の数値である。

従業者数とは、常用労働者、個人事業主及び無給家族従業者と臨時雇用者をいうが、従業者総数には、臨時雇用者は含まない。

① 常用労働者とは、次のいずれかのものをいう。

ア 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者

イ 日々又は1か月以内の期限で雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者

ウ 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者などで、雇用期間がア、イに準じる者

エ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者

オ 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者

② 個人事業主及び無給家族従業者とは、業務に従事している個人事業主とその家族で無報酬で常時就業している者をいう。したがって、実務にたずさわっていない個人事業主とその家族で手伝い程度のものは含まない。

③ 臨時雇用者とは、常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人や日々雇用されている者をいう。

(3) 現金給与総額

平成17年1年間に常用労働者に対し決まって支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われ

た給与（期末賞与等）の額とその他の給与の額との合計である。

その他の給与とは、常用労働者のうち雇用者に対する退職金、解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額及び常用労働者に含まれない臨時及び日雇の者に対する諸給与などをいう。

(4) 原材料使用額等

平成17年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額及び委託生産費であり、消費税額を含んだ額である。

① 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品などの使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油なども含まれる。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。

② 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。

③ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。

④ 原材料率

$$\text{原材料率} = \frac{\text{原材料使用額等}}{\text{生産額}-\text{内国消費税額等}} \times 100$$

(5) 製造品出荷額等

平成17年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、製造工程からでたくず及び廃物の出荷額及びその他の収入額の合計であり、消費税及び内国消費税額を含んだ額である。

① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む）を、平成17年中にその事業所から出荷した場合をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）

ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成17年中に返品されたものを除く）

② 製造品出荷額は、工場出荷額によっている。ただし、次のものは、それぞれ下記の価格による。

ア 消費税及び内国消費税（酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の納付額又は納付すべき税の合計）を課せられたものは、その税額を含めた工場出荷価額

イ 割引き、値引きされたものは、その分を差し引いた工場出荷価額

③ 加工賃収入額とは、平成17年中に他の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

④ その他の収入額とは、冷蔵保管料、自家発電の余剰電力の販売収入額をいう。

(6) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額

① 事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれる。

② 在庫率

$$\text{在庫率} = \frac{\text{製造品年末在庫額} + \text{半製品及び仕掛品年末在庫額}}{\text{生産額}-\text{内国消費税額等}} \times 100$$

(7) 有形固定資産の額

平成17年1年間における数値であり、帳簿価額によっている。

① 有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。

ア 土地

イ 建物等 …… 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）

ウ 機械等 …… 機械及び装置（附属設備を含む）

エ 備品等 …… 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等

② 有形固定資産の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。

③ 建設仮勘定の差引増減

建設仮勘定の増とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。

建設仮勘定の差引増減＝増（増加額）－減（減少額）

④ 有形固定資産の投資総額

投資総額＝取得額＋建設仮勘定の差引増減

(8) リース契約による契約額及び支払額

① リースとは賃貸借契約であって、物件を使用する期間が1年を超え、契約期間中は原則として中途解約のできないものをいう。なお、リース取引に係る会計処理を通常の売買取引に係る方法に準じて行っている場合は、有形固定資産の取得となる。

② リース契約額とは、新規に契約したリースのうち、平成17年1月から12月までにリース物件が納入、設置されて検収が完了し、物件借受書を交付した物件に対するリース物件の契約額をいい、消費税額を含んだ額である。

③ リース支払額とは、平成17年1月から12月までにリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計金額をいい、消費税額を含んだ額である。

(9) 付加価値額(粗付加価値額)

以下の算式により算出し、表章している。

① 従業者30人以上

付加価値額＝生産額(*1)－(消費税を除く内国消費税額(*2)＋推計消費税額(*3))
－原材料使用額等－減価償却額

② 従業者10～29人

ア 西暦末尾0、5年

上記算式により算出している。

イ 西暦末尾0、5年以外の年(*4)

粗付加価値額＝製造品出荷額等－(消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額)
－原材料使用額等

③ 従業者9人以下(*5)

粗付加価値額＝製造品出荷額等－(消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額)
－原材料使用額等

④ 付加価値率

付加価値率＝ $\frac{\text{付加価値額}}{\text{生産額－内国消費税額等}} \times 100$

*1 生産額＝製造品出荷額等＋(製造品年末在庫額－製造品年初在庫額)＋(半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額)

*2 消費税を除く内国消費税額＝酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計

*3 推計消費税額は平成13年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出にあたっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

*4 従業者10～29人の事業所は、製造品の年初及び年末の在庫額、半製品及び仕掛品の年初及び年末価額の調査は西暦末尾0、5のみであるため、西暦末尾0、5年以外の年は製造品出荷額等を生産額とみなして付加価値額を算出している。

*5 従業者9人以下の事業所は、製造品出荷額等を生産額とみなし、また、減価償却額を調査していないため、粗付加価値額として算出している。

(10) 工業用地

事業所敷地面積は、平成17年12月31日現在において、事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面

積である。ただし、鉱区、住宅、寄宿舎、グラウンド、倉庫及びその他福利厚生施設等に使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路（公道）、へい、さくなどにより明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除いている。

また、事業所の隣接地にある拡張予定地を、事業所が占有している場合は含めている。

(11) 工業用水

① 淡水用水量

ア 水源別用水量

(ア) 公共水道

都又は市町村によって経営されている工業用水道又は上水道から取水した水をいう。

・ 工業用水道

飲用に適しない工業用水を供給する水道（工業用水道）から取水した水をいう。

・ 上水道

一般の水道のことで、飲用に適する水を供給する水道（上水道）から取水した水をいう。

(イ) 井戸水

浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいう。

(ロ) その他の淡水

(ア)、(イ)以外の淡水であって(エ)の回収水にも属さないものをいう。例えば、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などをいう。

(エ) 回収水

事業所内で一度使用した水を、循環して使用する水をいう。回収装置（冷却塔、戻水池、沈でん池、循環装置など）を通すかどうかの有無は問わない。

イ 用途別用水量

(ア) ボイラ用水

ボイラ内で蒸気を発生させるために使用された水をいう。

(イ) 原料用水

製品の製造過程において、原料としてそのまま使用した水、あるいは製品原料の一部として添加使用した水をいう。

(ロ) 製品処理用水・

原料、半製品、製品などの浸漬や溶解等の物理的な処理を加えるために使用

洗じょう用水

した水及び工場の設備又は原料、製品などの洗じょう用に使用した水をいう。

(エ) 冷却用水・

冷却用水は、工場の設備又は原料・製品などの冷却用に使用した水をいう。

温調用水

温調用水は工場内の温度又は湿度の調整のために使用した水をいう。

(オ) その他（飲料

(ア)～(エ)以外の水で、従業員の飲料水、雑用水などをいう。

水, 雑用水を含む)

② 海水用水量

海水及び河川のうち常時潮の影響を受けている部分から取水した塩素イオン濃度200PPM以上の水をいう。

(12) 経営組織

「会社」、「組合・その他の法人」及び「個人」に区分される。

① 会社とは、法律の規定によって法人格を認められて事業を営むものうち、株式会社、有限会社、合名会社及び合資会社をいう。

② 組合、その他の法人（以下、「組合・その他」という）とは、法律の規定によって法人格を認められた事業を営む組合、上記①の会社を除いたその他の法人などをいう。

③ 個人とは、個人で事業を営んでいるものをいう。

なお、共同経営の場合であっても、法律の規定によって法人格を認められていない場合は、個人に含まれる。

(13) 資本金

平成17年12月31日現在で払い込み済みの資本金の額又は出資金の額である。

(14) 単位当たりの算式

① 1事業所当たり従業員数・製造品出荷額等・付加価値額

- 1 事業所当たり従業者数＝従業者数（臨時雇用者を除く。以下同様）÷事業所数
 1 事業所当たり製造品出荷額等＝（製造品出荷額等－内国消費税額等）÷事業所数
 1 事業所当たり付加価値額＝付加価値額÷事業所数

- ② 1 従業者当たり製造品出荷額等及び付加価値額
 1 従業者当たり製造品出荷額等＝（製造品出荷額等－内国消費税額等）÷従業者数
 1 従業者当たり付加価値額＝付加価値額÷従業者数
- ③ 常用労働者1人当たり現金給与総額
 常用労働者1人当たり現金給与総額＝現金給与総額÷常用労働者数

3 産業分類等

- (1) 工業統計調査用産業分類は、日本標準産業分類に準拠（一部統合し使用しているものもある）している。

大分類F－製造業に属する事業所を、中分類（2桁）、小分類（3桁）、細分類（4桁）の3段階に分類している。各事業所が産出する製造品及び賃加工品については、日本標準商品分類を参考に工業統計調査の格付けを行うために設定した製造品分類（6桁）で分類している。

- (2) 産業別に集計するための産業格付の方法は、次のとおりである。
- ア 製造品及び賃加工品が単品の事業所については、品目番号（6桁）の上4桁で産業細分類を決定する。品目が複数の場合は、品目番号の上2桁（中分類）が同じ品目の製造品出荷額等の合計金額が最も大きいものに決定し、その2桁（中分類）の中で、上記と同様の方法で3桁（小分類）、4桁（細分類）を決定し、最終的な産業格付とする。
- イ 上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定するものがある。その産業とは、「中分類23－鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業（転炉・電気炉を含む）」、「熱間圧延業」、「冷間圧延業」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業」の11産業である。
- (3) 統計表「第7表 品目別統計表」の産出事業所数は、産業格付とは無関係に、当該品目を生産したすべての事業所を集計している。
- (4) 統計表中、「中分類19－プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲は、＜別表1＞のとおり分類される。
- (5) 結果の概説及び付表における産業名の略称については、＜別表2＞のとおりである。
- (6) 日本標準産業分類の第11回改訂（平成14年3月7日総務省告示第139号、平成14年10月1日適用）が実施された。この改訂に係る集計方法等については以下のとおりである。
- ア この改訂により、旧小分類「新聞業」「出版業」が大分類「製造業」から大分類「情報通信業」に移行したため、新分類に置き換えて集計している。
- イ この改訂により、旧中分類「電気機械器具製造業」が、「電気機械器具製造業」、「情報通信機械器具製造業」、「電子部品・デバイス製造業」に分割されたため、新分類に置き換えて集計している。
- ウ 平成13年以前の数値は、この分類改訂にもとづいて新分類に組み換えた結果を集計したものである。

4 符号等

- (1) 各表中の符号の用法は次のとおりである。
- 「0」「0.0」……… 表章単位未満（増減なし、0.5又は0.05未満）
 「—」……… 皆無又は該当数値なし
 「…」……… 不詳（未調査のため数値が得られないもの）
 「△」……… マイナスの数値
 「x」……… 秘匿数値

注： 該当する事業所数が2以下の場合、秘密保護の関係から、その数値を秘匿している。また、事業所数が3以上の場合でも、他との関連により秘匿の必要がある場合には秘匿している。

ただし、指定統計調査の結果における従業者数の取り扱いについては、秘匿を解除することができることとなったため、平成16年の公表より従業者数の秘匿は行っていない。

- (2) 表示されている単位未満は、四捨五入している。そのため、総数と内訳の計が一致しない場合がある。

5 その他

- (1) この報告書の数値は、経済産業省から公表される数値と相違する場合がある。
- (2) 付加価値額について、国と東京都の公表値に差違がある。これは、国においては、時系列の接続等を考慮し、従業者10～29人の事業所について粗付加価値額で計算（前記(9)②イの算式）しているが、東京都においては、付加価値額で計算（前記(9)②アにより①の算式）しているためである。

このため、本報告書においては、22頁の「(5) 全国と東京都の比較」では、国の公表値を用いて比較している。

(問い合わせ先)

東京都総務局統計部商工統計課工業統計係

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電 話 03(5321)1111(代) 内線25-581～587

ダイヤルイン 03(5388)2544

(別表1)

プラスチック製品製造業に分類されない製造品

製造品名	細分類
合成皮革製衣服	1259 他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業
家具・装備品	1499 他に分類されない家具・装備品製造業
プラスチック版	1621 製版業
写真フィルム(乾板を含む)	1795 写真感光材料製造業
履物、同附属品	2022 プラスチック製履物・同附属品製造業
手袋	2151 皮製手袋(合成皮革製を含む)
かばん	2161 かばん製版業
袋物	2171 袋物製版業(ハンドバッグを除く)
ハンドバッグ	2172 ハンドバッグ製造業
耐火物	2252 その他の耐火物製造業
と石	2279 その他の研磨材、同製品製造業
模造真珠	2293 人造宝石製造業
光ファイバケーブル	2442 光ファイバケーブル製造業(通信複合ケーブル含む)
歯車(時計用、がん具用を除く)	2675 動力伝導装置製造業(玉軸受、ころ軸受を除く)
軸受(時計用、がん具用、玉軸受、ころ軸受を除く)	
軸受(玉軸受、ころ軸受)	2694 玉軸受・ころ軸受製造業
抵抗器(配電制御用)	2713 開閉装置・配電盤・電力制御装置製造業
配線器具	2714 配線器具・配電盤・配線附属品製造業
コンデンサ(通信機用を除く)	2719 その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む)
携帯電灯器具	2732 電気照明器具製造業
通信機用抵抗器、コンデンサ	2914 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業
配電済みプリント配線板	2918 プリント回路製造業
強化プラスチック製自動車車体	3012 自動車車体・付随車製造業
強化プラスチック製舟艇	3033 舟艇製造・修理製造業(改造、修理を含む)
目盛りのついた三角定規	3111 一般長さ計製造業
注射筒	3131 医療用機械器具製造業
義歯	3135 歯科材料製造業
眼鏡	3161 眼鏡製造業(枠を含む)
歯車(時計用)、軸受(時計用)	3171 時計・同部分品製造業(時計側を除く)
時計側	3172 時計側製造業
楽器	3221 ピアノ製造業
	3222 ギター製造業
	3229 その他の楽器・楽器部品・同材料製造業
がん具、歯車(がん具用)、軸受(がん具用)	3231 娯楽用具・がん具製造業(人形、児童乗物を除く)
運動用具	3234 運動用具製造業
事務用品	3241 万年筆、シャープペンシル、ペン先製造業
	3242 ボールペン・マーキングペン製造業
	3243 鉛筆製造業
	3244 毛筆・絵画用品製造業(鉛筆を除く)
	3249 他に分類されない事務用品製造業
装身具、装飾品	3251 装身具・装飾具・ボタン・同関連品製造業(貴金属・宝石製を除く)
造花・装飾用羽毛	3252 造花・装飾用羽毛製造業
ボタン、同関連品	3253 ボタン製造業
かつら	3255 かつら製造業
漆器	3261 漆器製造業
畳	3272 畳製造業
うちわ、扇子	3273 うちわ・扇子・ちょうちん製造業
ほうき、ブラシ	3274 ほうき・ブラシ製造業
洋傘、和傘、同部分品	3275 傘・同部分品製造業
喫煙用具	3277 喫煙用具製造業(貴金属・宝石製を除く)
魔法瓶	3278 魔法瓶製造業
看板、標識機	3292 看板・標識機製造業
パレット	3293 パレット製造業
モデル、模型	3294 モデル・模型製造業(紙製を除く)
工業用模型	3295 工業用模型製造業
レコード	3296 情報記録物製造業(新聞、書籍等の印刷物を除く)

<別表2>

産業分類略称一覧

産業分類番号	産業中分類名	略称
09	食料品製造業	食料品
10	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・飼料等
11	繊維工業(衣服, その他の繊維製品を除く)	繊維工業
12	衣服・その他の繊維製品製造業	衣服・その他
13	木材・木製品製造業(家具を除く)	木材・木製品
14	家具・装備品製造業	家具・装備品
15	パルプ・紙・紙加工品製造業	紙・紙加工品
16	印刷・同関連業	印刷・同関連業
17	化学工業	化学工業
18	石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭
19	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	プラスチック
20	ゴム製品製造業	ゴム製品
21	なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革・同製品
22	窯業・土石製品製造業	窯業・土石
23	鉄鋼業	鉄鋼業
24	非鉄金属製造業	非鉄金属
25	金属製品製造業	金属製品
26	一般機械器具製造業	一般機械
27	電気機械器具製造業	電気機械
28	情報通信機械器具製造業	情報通信機械
29	電子部品・デバイス製造業	電子・デバイス
30	輸送用機械器具製造業	輸送用機械
31	精密機械器具製造業	精密機械
32	その他の製造業	その他

目 次

利用上の注意	1
結果の概説	
I 全事業所の状況	
1 概 要	18
(1) 概 況	
(2) 産業別の状況	
(3) 従業者規模別の状況	
(4) 地域別の状況	
(5) 全国と東京都の比較	
2 事業所数	25
(1) 産業別の状況	
(2) 従業者規模別の状況	
(3) 地域別の状況	
3 従業者数	26
(1) 産業別の状況	
(2) 従業者規模別の状況	
(3) 地域別の状況	
(4) 従業者就業形態別の状況	
4 製造品出荷額等	28
(1) 産業別の状況	
(2) 従業者規模別の状況	
(3) 地域別の状況	
5 付加価値額	29
(1) 産業別の状況	
(2) 従業者規模別の状況	
(3) 地域別の状況	
(4) 付加価値率（従業者30人以上）	
6 現金給与総額	31
(1) 産業別の状況	
(2) 従業者規模別の状況	
7 原材料使用額等	33
(1) 産業別の状況	
(2) 従業者規模別の状況	
(3) 原材料率（従業者30人以上）	

8	生産額（従業者30人以上）	34
	(1) 生産額の推移	
	(2) 産業別の状況	
9	在庫額（従業者30人以上）	36
	(1) 在庫額の推移	
	(2) 産業別の状況	
	(3) 在庫率	
10	有形固定資産投資総額（従業者30人以上）	37
	(1) 投資額の推移	
	(2) 産業別の状況	
11	リース契約額及び支払額（従業者30人以上）	38
12	工業用地及び工業用水（従業者30人以上）	38
	(1) 工業用地	
	(2) 工業用水	
II	従業者4人以上の事業所の状況	41
	(1) 概況	
	(2) 産業別の状況	
	(3) 従業者規模別の状況	
	(4) 地域別の状況	
特	集（従業者1～3人の事業所）	
1	東京都における地域別の状況	49
2	全国との比較における産業の状況	60

付 表

1	都道府県別事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び付加価値額（全数）	70
2	産業中分類別事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び付加価値額（全数）	72
3	従業者規模別事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び付加価値額（全数）	72
4	区市町村別事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び付加価値額（全数）	74
5	産業中分類別1事業所当たり従業者数・製造品出荷額等・付加価値額、1従業者当たり 製造品出荷額等・付加価値額及び常用労働者1人当たり現金給与総額（全数）	76
6	従業者規模別1事業所当たり従業者数・製造品出荷額等・付加価値額、1従業者当たり 製造品出荷額等・付加価値額及び常用労働者1人当たり現金給与総額（全数）	76
7	区市町村別1事業所当たり従業者数・製造品出荷額等・付加価値額、1従業者当たり 製造品出荷額等・付加価値額及び常用労働者1人当たり現金給与総額（全数）	78
8	産業中分類別現金給与総額及び原材料使用額等（全数）	80
9	従業者規模別現金給与総額及び原材料使用額等（全数）	80
10	産業中分類別在庫額（従業者30人以上）	81
11	産業中分類別付加価値率、原材料率及び在庫率（従業者30人以上）	81
12	産業中分類別生産額、有形固定資産投資総額、リース契約額及びリース支払額 （従業者30人以上）	82
13	産業中分類別工業用地及び工業用水（従業者30人以上）	82
14	産業中分類別1事業所当たり敷地面積・総用水量（従業者30人以上）	83
15	産業中分類別従業者就業形態別従業者数（全数）	84
16	年次、産業中分類別事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び付加価値額（全数）	84
17	年次、従業者規模別事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び付加価値額（全数）	86
18	年次、区市町村別事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び付加価値額（全数）	87
19	区市町村、産業中分類別事業所数（全数）	92
20	区市町村、産業中分類別製造品出荷額等（全数）	94
21	産業中分類別事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、 製造品出荷額等及び付加価値額（従業者4人以上）	96
22	従業者規模別事業所数、従業者数、製造品出荷額等、付加価値額、現金給与総額 （従業者4人以上）	98
23	区市町村別事業所数、従業者数、製造品出荷額等、付加価値額（従業者4人以上）	100

統 計 表

第 1 表	産業細分類別統計表（全数）	統一	2
第 2-1-a 表	産業小分類別統計表（従業者30人以上の事業所）	統一	30
第 2-1-b 表	産業小分類別統計表（従業者30人以上の事業所）	統一	38
第 2-2 表	産業小分類別統計表（従業者4～29人の事業所）	統一	46
第 2-3 表	産業小分類別統計表（従業者1～3人の事業所）	統一	54
第 3-1 表	産業中分類、従業者規模別統計表（全数）	統一	62
第 3-2 表	産業中分類、従業者規模別統計表（従業者30人以上の事業所）	統一	70

第 4 表	区市町村,産業小分類別統計表(全数).....	統一 76
第 5-1-a 表	区市町村,産業中分類別統計表(従業者 30 人以上の事業所).....	統一318
第 5-1-b 表	区市町村,産業中分類別統計表(従業者 30 人以上の事業所).....	統一344
第 5-2 表	区市町村,産業中分類別統計表(従業者 4~29 人の事業所).....	統一370
第 5-3 表	区市町村,産業中分類別統計表(従業者 1~3 人の事業所).....	統一416
第 6-1 表	区市町村,従業者規模別統計表(全数).....	統一460
第 6-2 表	区市町村,従業者規模別統計表(従業者 30 人以上の事業所).....	統一480
第 6-3 表	地域別有形固定資産額統計表(従業者数 10~29 人の事業所).....	統一494
第 7 表	品目別統計表(全数).....	統一496
第 8-1 表	産業中分類,従業者規模別工業用地及び工業用水統計表 (従業者 30 人以上の事業所).....	統一516
第 8-2 表	区市町村別工業用地及び工業用水統計表(従業者 30 人以上の事業所).....	統一522
第 9 表	産業中分類,経営組織及び資本金階層別統計表(全数).....	統一524

付 録

工業統計調査規則.....	付一 2
工業調査票甲.....	付一 5
工業調査票乙.....	付一 7
統計資料利用の御案内.....	付一 9
統計書の御案内.....	付一 10

統計表の表章項目早見表

表番号	集計対象規模区分	区 分	事業所数	従業者数	現金給与総額	原材料使用額等	製造品出荷額等	付加価値額	粗付加価値額	有形固定資産額	生産額	在庫額	リース額	工業用地	工業用水	(掲載頁)
第 1 表	全 数	産業細分類	○	○	○	○	○	○	○	○						統一 2
第 2-1-a 表	30 人以上	産業小分類	○	○	○	○	○	○	○							統一 30
第 2-1-b 表			○						○	○	○	○				統一 38
第 2-2 表	4 ～ 29 人	産業小分類	○	○	○	○	○	○	○							統一 46
第 2-3 表	1 ～ 3 人		○	○	○	○	○	○	○							統一 54
第 3-1 表	全 数	産業中分類 従業者規模	○	○	○	○	○	○	○	○						統一 62
第 3-2 表	30 人以上		○							○	○	○	○			統一 70
第 4 表	全 数	区市町村 産業小分類	○	○	○	○	○	○	○							統一 76
第 5-1-a 表	30 人以上	区市町村 産業中分類	○	○	○	○	○	○	○							統一 318
第 5-1-b 表			○							○	○	○	○			統一 344
第 5-2 表	4 ～ 29 人	区市町村 産業中分類	○	○	○	○	○	○	○							統一 370
第 5-3 表	1 ～ 3 人		○	○	○	○	○	○	○							統一 416
第 6-1 表	全 数	区市町村 従業者規模	○	○	○	○	○	○	○	○						統一 460
第 6-2 表	30 人以上		○							○	○	○	○			統一 480
第 6-3 表	10 ～ 29 人	地 域	○	○						○						統一 494
第 7 表	全 数	品 目	○	○												統一 496
第 8-1 表	30 人以上	産業中分類 従業者規模	○											○	○	統一 516
第 8-2 表		区市町村	○											○	○	統一 522
第 9 表	全 数	産業中分類 経営本階層	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				統一 524